

公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続き開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。
この公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(技術者評価型)試行要領(平成29年3月10日付け28建政技第285号)及び長野県公募型プロポーザル方式に係る情報の取扱要領(平成29年3月10日付け28建政技第286号)に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

松塩水道用水管理事務所 本山浄水場運転管理業務委託

(2) 業務箇所名

塩尻市 宗賀

(3) 業務の目的

本業務は、上流域から受水地点までの一体的な監視管理体制の充実と、本山浄水場の取水施設・導水施設・浄水施設及び場内送水施設(以下「浄水場等」という。)の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理を適正に行うことにより、安全・安心かつ安定した用水の供給を行うことを目的とする。

(4) 業務の内容

ア 浄水場等運転管理業務

- ①上流水質に係わる緊急初期対応
- ②本山取水施設の運転操作及び監視管理業務
- ③浄水施設の運転操作及び監視管理業務
- ④本山浄水場の運転操作及び監視管理業務(24時間、最低2名体制原則)

委託対象施設の個々の施設あるいは設備を適切に運転・制御するとともに、関連する施設・設備を統合したシステムとして効率的な運転・制御をすることでその機能を十分に発揮し、適切な水量、水圧、水質を確保すること。また、安全・安心の確保のため、取水施設上流域で油漏事故等の際には緊急初期対応を行うこと。その際に必要な人員は確保のこと。

(※ただし、緊急初期対応にかかった経費については、本業務に係る受託費用の対象外とし、別途請求により支払うこととする。)

イ 浄水場等保守点検業務

- ①委託対象施設において保守、点検、調整及び必要に応じて補修を行い、施設の本来の機能を保持するとともに、施設の延命化、ライフサイクルコストの低減化を図ること。また、緊急時においても適切に対応すること。
- ②委託対象施設の巡視点検を行い、記録の作成、保管及び必要な措置を講じること。

ウ 機械・電気設備保守管理業務

委託対象施設の機械設備、電気・計装設備、建築設備等に関する日常及び定期点検(法定点検を含む。)・調整を実施すること。

エ その他

- ①業務計画書及び業務完了報告書の作成
- ②施設の維持管理に必要な作業等
- ③その他「松塩水道用水管理事務所 本山浄水場運転管理業務 委託仕様書」に記載の業務

- (5) 業務形態
業務形態は24時間有人の連続体制とする。
- (6) 履行期限
履行期限は、平成31年（2019年）4月1日から平成34年（2022年）3月31日までとする。
ただし、契約日から平成31年3月31日までは、業務の引継期間として職員選任届に記載する職員全員が現受託者職員とともに常時勤務に加わり、本山浄水場固有の技術を継承すること。
また、この間における業務運営方法等については当所と協議のうえ決定すること。
- (7) 業務実施上の要件
 - ア 受託事業者は、業務の履行にあたり、水道法、電気事業法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、その他関係法令等を遵守しなければならない。
 - イ 本業務の実施にあたっては、通年対応できる総括責任者、副総括責任者を定めるとともに、当所と十分な協議・調整を行い、作業を進めること。
 - ウ 契約日から平成31年3月31日までの引継ぎ期間中の業務に要する費用は、受託者の負担とする。
 - エ 受託期間終了時には、後継者に対し業務の履行に支障をきたすことのないように、研修、引継ぎを行わなければならない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日付け告示第640号）第1の建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定による登録（上水道及び工業用水道部門に限る。）を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (5) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (6) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 過去10ヵ年（平成20年度から平成29年度）のうち、日本国内における水道事業又は水道用水供給事業に係わる1施設あたりの施設能力40,000m³/日以上、河川表流水を水源とする浄水施設（河川表流水～凝集沈殿～急速ろ過）において、1年以上の運転管理に関する業務委託の単独又は複数者構成代表構成員での実績を有する者であること。
- (9) 当該業務の実施体制
 - ア 総括責任者及び副総括責任者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 水道技術管理者資格取得講習会課程修了者。

- (イ) 水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有する者。
- イ 総括責任者及び副総括責任者はそれぞれ専任とし、いずれかを平日日中において、本山浄水場に配置すること。
- (10) 他の参加表明者への再委託（下請け等）は認めない。
- (11) 複数者構成の資格に関する事項
 - (ア) 複数者構成の場合は、いずれの構成員も前掲（1）から（8）の要件を満たすこと。また、（9）については、代表構成員が要件を満たすものとし、（10）については、複数者構成全体で要件を満たすこと。
 - (イ) 構成員の代表者の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きくなければならない。
 - (ウ) 複数者構成で参加した者は単独参加及び他の複数構成員になることはできない。

3 技術提案を求める具体的内容

- (1) 「凝集沈殿～急速ろ過方式」の浄水処理に精通し、季節変動による原水水質の変動に対応し、受水団体へ一定量を供給していくための効率的かつ安定した水運用に関する提案。
【運転管理】
- (2) 施設の電気設備及び機械設備に精通し、適切かつ経済性を考慮した保守管理に関する提案。
【保守点検・保守管理】
- (3) 高濁度や油類混入等の原水の水質変化（異常）に対応し、起こり得る影響に対しての水質管理に関する具体的な提案。（高気温、高濁度、少雨、油混入、噴火等による水質への影響を考慮した具体的な対応策等。）【水質管理】
- (4) 当浄水場がもつ特徴を理解したうえで、将来起こり得る突発的事象に対し、十分検討がなされ、緊急時における人的及び技術的支援等において、安定供給及び水質確保を最優先とした社内バックアップ体制の提案かつ迅速性、確実性を兼ね備えた具体的な提案。
【安全・安心の確保】
- (5) 引継・履行期間内において、常によりよい運転管理に向けた改善や改革に関する提案。
【改善・改革】
- (6) 雇用を通して地域へ貢献する提案。【雇用計画】

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の資格、同種業務の実績
- (2) 動員計画及び費用（全体的な経済性）
- (3) 上記 3 で提案された技術提案（但し、3（1）～（3）については、内容の適合性、獨創性、危機管理に関する事項並びに提案内容の的確性の観点から評価）
- (4) 費用と技術提案の整合性

5 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
別添様式 2 号による
- (2) 参加要件資料の作成様式
別添様式 3 号による
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 登録状況
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格に基づく登録状況、又は、建設コンサルタント登録規定による登録状況を記載すること。
 - イ 同種業務の実績
 - (ア) 日本国内における水道事業又は水道用水供給事業に係る 1 施設あたりの施設能力 40,000m³/日以上 of 河川表流水を水源とする浄水施設（河川表流水～凝集沈殿～急速ろ過）において、

1年以上の運転管理に関する業務委託の単独又は複数者構成代表構成員での実績を有する者であること。

(イ) 「同種業務の実績」とは、公共機関から発注された業務を元請けし、平成20年4月1日から平成30年3月31日までに受託した業務が該当する。

(ウ) 「業務実施にあたり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において提案を求めている技術的事項を中心に記載すること。

ウ 前掲ア、イについては、これを証する資格証・契約書・その業務を完了した証の写しを添付すること。

エ 当該業務の実施体制

(ア) 配置予定の技術者について記載すること。

(イ) 資格は、水道技術管理者資格取得講習会課程修了者又は水道浄水施設管理技士とする。

(ウ) 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 複数者構成として資格認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した資格審査申請書を参加表明書及び参加要件資料とともに提出すること。

(ア) 複数者構成の組合せ及び代表者（別添様式4-1号）

(イ) 複数者構成員の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格登録状況、業務分担形態並びに配置予定技術者及びその資格（別添様式4-2号）

(ウ) 複数者構成協定書（任意様式）

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業課技術管理係 担当者 櫻井 良博

電話 026-235-7381（直通）

fax 026-235-7388

Eメール kigyos@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成30年12月19日（水）（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

イ 提出場所 5（4）に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で5（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに提出場所に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格登録規定、又は、建設コンサルタント登録規定等の登録状況	・登録されているか
2 配置予定の技術者	・技術者の状況	・有資格(※)の職員がいるか
3 同種業務の実績	・同種業務の内容	・同種業務の実績があるか
4 複数者構成の予定	・複数者構成の内容	・複数者構成の内容は適正か

※有資格：水道技術管理者資格取得講習会課程修了者、水道浄水施設管理技士

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、該当しなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局水道事業課長から通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面（任意様式）により長野県企業局水道事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ウ 非該当理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法
 - (ア) 受付場所 5（4）に同じ
 - (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
 - (ウ) 受付方法 F A X又は電子メールによる。なお、到達したことを電話で5（4）の担当者を確認すること。また、請求書面（A 4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びF A X番号又は電子メールアドレスを併記すること。
 - (エ) 回答方法 F A X又は電子メールによる。

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

6 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

別添様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

別添様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

- ア 配置予定の技術者の資格、経歴の状況等
業務経歴は、掲示の日から過去10年以内に日本国内において受託した浄水場の運転管理に関する業務を対象とする。
 - イ 技術者動員計画
技術者の職種区分は適宜設定し、必要人員を計上すること。
 - ウ 技術提案
技術提案は簡潔に記載すること。
 - エ 配置予定の技術者の資格、業務経歴及び同種業務の実績については、これを証する契約書、資格者証の写し等を添付すること。
 - オ 業務に係る費用とその内訳、積算内容が分かるように記載すること。
 - カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 5（4）に同じ
 - イ 受付期限 平成30年12月21日（金）（休日を除く、午前9時から午後5時まで）
受付方法 F A X又は電子メールによる。なお、到達したことを電話で5（4）の担当者を確認すること。また、請求書面（A 4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びF A X番号又は電子メールアドレスを併記すること。
 - エ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してF A X又は電子メールにより12月28日（金）までに回答する。
・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続き

係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにおいて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 平成31年1月10日（木）（休日を除く。時間は午前9時から午後5時まで。）
- イ 提出場所 5（4）に同じ
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で5（4）の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は、提出期限までに提出場所に到達したものに限り。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ヒアリングを以下により実施する。

- ア ヒアリング予定日 平成31年1月29日（火）（予定）
- イ ヒアリング場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁（予定）
- ウ ヒアリングの実施時間 技術提案書の提出者ごとに30分間程度
- エ その他 ヒアリングに関する詳細については、技術提案書の提出者に書面により別途通知を行う。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果は、契約締結後公表するものとする。（ただし、業者名は特定した業者名のみ公表。）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等	・資格		・当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか
	・同種業務の実績		・同種業務の実績が豊富にあるか
動員計画及び費用	・全体的な経済性		・技術者の動員計画、費用が当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容	①運転管理		・適合性 （当浄水場の課題や実情を理解し、実現可能で適合した提案であるか）
	②保守点検・保守管理		・独創性 （独自のシステムや取組等により、目的を達成するための優れた提案であるか）
	③水質管理		・危機管理に関する事項 （日頃から起こり得る具体的な事象に対し、危機管理を意識した優れた提案であるか）
	・技術提案(①～③)の的確性		・求められている技術提案(①～③)の項目を十分理解した上で、的確な提案となっているか。
	④安全・安心の確保	(採用すべき優れた技術提案に加点)	・当浄水場がもつ特徴を理解したうえで、将来起こり得る突発的事象に対し、十分検討がなされ、緊急時における人的及び技術的支援等において、安定供給及び水質確保を最優先とした社内バックアップ体制の提案があり、かつ迅速性、確実性を兼ね備えた提案であるか。
	⑤改善・改革	(採用すべき優れた技術提案に加点)	・日頃からのチェック体制も含め、常によりよい体制に向けた改善や改革の提案が十分で優れているか。
⑥雇用計画	(採用すべき優れた技術提案に加点)	・雇用を通して地域へ貢献する提案があるか。	
費用と技術提案の整合性	(採用すべき優れた技術提案に加点)		・技術提案の内容が優れ、かつ技術者動員計画及び費用に見合ったものとなっているか

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、書面により、長野県企業局水道事業課長から特定した旨の通知を行い、別途契約を締結する。

(9) 非特定理由に関する事項

- ア 提出があった技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局水道事業課長から通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面（任意様式）により長野県企業局水道事業課長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 非特定理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。
- エ 非特定理由の説明請求の受付場所、時間及び方法並びに回答方法
- (ア) 受付場所 5（4）に同じ
 - (イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
 - (ウ) 受付方法 F A X又は電子メールによる。なお、到達したことを電話で5（4）の担当者を確認すること。また、請求書面（A4版）には、回答を受ける担当者、電話番号及びF A X番号又は電子メールアドレスを併記すること。
 - (エ) 回答方法 F A X又は電子メールによる。

(10) 想定する業務規模

本業務で想定している必要技術者数は、主任に換算し下記のとおりである。

※主任は平成30年度建築保全業務労務単価の「保全技師補（「東京」及び「愛知」の平均労務単価；有効数字3桁）」を主任に換算の上、平均割増率を乗じている。

- ・直接業務費 2,710 人／年
- ・機械電気設備保守点検 1,120 人／年 （諸経費対象外）

うるう年による日数増は考慮していない。（単年度毎の変更契約は実施しない。）

(11) その他留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却しない。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止を行うことがある。

7 その他

- (1) 特定した者との間で、別に契約書の作成を要すること。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は5（4）に同じ。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更できない。
- (5) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (6) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。
- (7) 本案件に係る情報の取扱いについては、長野県公募型プロポーザル方式施行に係る情報の取扱要領（平成29年3月10日28建政技第286号）による。